

岡山県農林水産総合センター農業大学校入学試験情報開示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県農林水産総合センター農業大学校(以下「本校」という。)が保有する入学者選抜に係わる個人情報(以下「個人情報」という。)の開示に関し必要な事項を定める。

(情報開示)

第2条 本校が保有する個人情報は、本校の入学試験(推薦・一般)を受験した者について開示することができる。

2 開示できる個人情報は次のとおりとする。

- ア 受験者本人の総得点
(試験科目ごとの点数は開示しない。)
- イ 合格者総得点の最高及び最低点
(合格者が5名未満の場合は開示しない。)

(開示請求)

第3条 個人情報の開示を請求できる者は、前条の受験者本人とする。

2 個人情報の開示を請求しようとする者は、次の書類を本校教務課へ直接または郵送にて提出するものとする。

- ア 入学試験個人別成績開示請求書(様式1)
- イ 本校受験票
- ウ 返信用封筒(定形封筒に宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、460円分の切手を貼ること)

3 個人情報の開示請求は、当該試験の試験結果発表から1ヶ月間に行うものとする。

(開示方法)

第4条 個人情報の開示は、入学試験個人別成績通知書(様式2)を提供することにより行うものとする。

2 個人別情報は、請求があった後、速やかに開示するものとする。

(委任規定)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- この要領は、平成19年9月18日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、令和元年10月31日から施行する。
- この要領は、令和5年10月17日から施行する。
- この要領は、令和6年9月20日から施行する。